



小特審発第1号
平成27年4月20日

小金井市長 稲葉 孝彦 様

小金井市特別職報酬等審議会
会長 本木 紀



地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に伴う新教育長の給料月額について（答申）

平成27年2月17日付小総職発第250号により諮問を受けました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1 経 過

本審議会は、小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）第2条の規定に基づき、市長より諮問「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に伴う新教育長の給料月額について（平成27年2月17日付小総職発第250号）」を受けた。

諮問事項としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の改正により、新たに議会の同意を得て、市長が任命する教育長（以下「新教育長」という。）につき、身分を特別職とするとされたことから、新教育長の給料月額について、小金井市特別職報酬等審議会条例に基づき審議する必要があるとのことであり、新教育長に係る給料月額については、現行支給額765,000円に据え置きたい旨の提示を受けた。

以上を踏まえ、本審議会は中立公正な立場に立って慎重に審議を行い、次の審議結果を得た。

2 論 点

審議にあたっては、新教育長の権限、職務及び職責について、他の特別職における権限、職務及び職責と比較衡量するとともに、市の財政状況及び社会経済情勢等を総合的に勘案することとした。

新教育長は、現行の教育長の職務に加えて、新たに教育委員長の職務についても担うことから、職務等を考慮し、現行の教育委員長と教育委員の報酬月額の差額分を反映させる自治体がある一方で、新教育長の給料月額については各自治体に判断が委ねられており、市長についても総合教育会議を設置、招集し、教育に関する事項について協議及び調整を行うものとされること、新教育長は教育委員会の代表者となるものの、教育委員会は合議制の行政委員会であり、最終的な執行権限は教育委員会において決定されることから、本件の法改正に伴う権限、職務及び職責については全体的な整理として捉えることとした。

また、現下の財政状況及び社会経済情勢等を総合的に勘案することとし検討を進めた結果、以下の結論に至った。

3 審議結果

新教育長の給料月額については、現行支給額の765,000円が妥当であるとの結論に達した。

4 付記事項

本件の法改正に伴う新教育長の職務及び職責の増加等の影響を考慮すれば、給料月額を引上げも考えられるのではないかとの意見も出されたことを付記する。